

2016年2月15日

各位

会社名 住友金属鉱山株式会社
代表者名 代表取締役社長 中里 佳明
(コード番号 5713 東証第1部)
問合せ先 広報IR部 野沢 剛志
(TEL. 03-3436-7705)

コーポレートガバナンス基本方針の制定について

住友金属鉱山株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長 中里佳明）は、本日開催の当社取締役会において、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を新たに制定いたしましたのでお知らせいたします。詳細内容は別紙をご参照ください。

1. 基本方針制定の趣旨

基本方針は、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを示すこと目的として、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨も踏まえて制定しました。

2. 基本方針の概要

1) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを、当社グループの企業価値の最大化と健全性の確保を両立させるために企業活動を規律する仕組みと位置づけ、コーポレートガバナンスの充実に努めることにより、SMMグループ経営理念の達成に向けて効率的かつ健全な企業活動を行い、社会への貢献と株主をはじめとするステークホルダーへの責任を果たしていきます。

2) ステークホルダーとの関係

当社は、SMMグループ経営理念の実現のため、8つのステークホルダーへの責任を果たし、ステークホルダーから見たあるべき姿を目標として企業価値の最大化をめざします。

3) 株主の権利の確保

当社は、議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主が株主総会においてその権利を適切に行使できるよう環境整備に取り組みます。

4) ガバナンスの体制

① 機関設計等

当社のガバナンスは、経営における執行と監視・監督のそれぞれの機能が十分発揮されるシステムとして、監査役会設置会社および執行役員制度を採用し、取締役会による「意思決定・監督」と、代表取締役および執行役員による「業務執行」、そして監査役および会計監査人による「監査」という3区分の組織体制により運営します。

② 社外取締役

取締役のうち3分の1以上を独立した社外取締役として選任し、より透明性の高い経営をめざします。

③ ガバナンス委員会

経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスの強化を図るため、取締役、執行役員等の指名や報酬などのコーポレートガバナンス上の重要事項について、社長に対して客観的な立場から助言を行うガバナンス委員会を設けます。

④ コンプライアンス体制の整備

当社グループは、法令などのルールを遵守するだけでなく、社会の一員として求められる道義的・社会的な責任を果たします。

5) 株主の皆様との対話、情報開示

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上には、株主・投資家の皆様のご理解とご支援をいただくことが不可欠であると考えます。そのため、中長期的な企業価値向上の観点から株主・投資家の皆様との対話に向け、IR活動を展開します。

(本件に関するお問い合わせ先)

住友金属鉱山株式会社

広報IR部 元木 秀樹

TEL : 03-3436-7705、FAX : 03-3434-2215

以上

コーポレートガバナンスに関する基本方針

1. 目的

住友金属鉱山株式会社（以下「当社」といいます。）は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを示すものとして、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定めます。

2. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを、当社グループの企業価値の最大化と健全性の確保を両立させるために企業活動を規律する仕組みであり、経営上最も重要な課題のひとつと位置づけています。

当社は、「住友の事業精神」を基本とした「SMMグループ経営理念」を定め、1) 地球および社会との共存を図り、健全な企業活動を通じて社会への貢献とステークホルダーへの責任を果たし、より信頼される企業となること、および2) 人間尊重を基本とし、その尊厳と価値を認め、明るく活力ある企業となることをめざします。

当社は、コーポレートガバナンスの充実に努めることにより、SMMグループ経営理念の達成に向けて効率的かつ健全な企業活動を行い、社会への貢献と株主をはじめとするステークホルダーへの責任を果たしていきます。

【住友の事業精神について】

「住友の事業精神」は、当社事業の創業以来引き継がれてきた事業精神であり、次の言葉で表されています。

第1条

わが住友の営業は信用を重んじ、確実を旨とし、もってその鞏固（きょうこ）隆盛を期すべし

第2条

わが住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り、弛張（しちょう）興廢することあるべしといえども、いやしくも浮利に趨（はし）り軽進すべからず

（昭和3年 住友合資会社社則「営業の要旨」より抜粋）

【SMMグループ経営理念】

- ・住友の事業精神に基づき、地球および社会との共存を図り、健全な企業活動を通じて社会への貢献とステークホルダーへの責任を果たし、より信頼される企業をめざします
- ・人間尊重を基本とし、その尊厳と価値を認め、明るく活力ある企業をめざします

3. ステークホルダーとの関係

1) ステークホルダーへの責任

当社は、SMMグループ経営理念の実現のため、8つのステークホルダーへの責任を果たし、以下のるべき姿を目標として、企業価値の最大化をめざします。

ステークホルダー	ステークホルダーから見た当社のるべき姿
株主	効率経営と堅実なガバナンスにより企業価値増大をめざし、業績に見合う配当を実施し、適切な情報開示を行っている優良な投資先。
顧客	顧客ニーズを正しく把握し、技術、品質、納期、コストで他社に比べ優位性を持ち、総合的に競争力のある企業。
従業員	良好な労働環境を有し、組織内での個々人の役割が明確になっており、働くことにプライドが持てる企業。
地域住民	地域社会と共に存し、地域の発展のために貢献する企業。
債権者	収益力があり、財務内容も優れ、信用力のある企業。
ビジネスパートナー	高い技術力を持つとともに、誠実で信用を重んじ、共栄できる企業。
市民団体	社会的責任に対する感度が高く、適切なコミュニケーションを行っている企業。
行政	コンプライアンスを徹底するとともに、事業を展開している国や地域社会の発展のために貢献する企業。

2) C S R の取り組み

当社は、SMMグループ経営理念に掲げる「地球および社会との共存」を目的として、C S R方針に沿って、「資源の有効活用」「環境保全」「地域貢献・社会貢献」「人権・人材の尊重」「安全・衛生の確保」「ステークホルダーとのコミュニケーション」の重点6分野に積極的に取り組みます。

3) ダイバーシティの推進

ダイバーシティ推進のための専門部署を設け、女性や障がい者などの多様な人材が能力を発揮できる環境づくりや人権尊重を推進します。

4) 内部通報制度

当社および子会社の役員および従業員の職務の執行が法令、定款等に違反し、当該違反等が放置され、または対応されないことを防止するために、従業員等が社内

および社外の窓口に直接通報できる内部通報制度を設けます。内部通報制度の利用状況については、社内規程に基づき、当社の常勤の監査役および取締役会に報告します。また、内部通報制度の利用者に対し、当該制度の利用を理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する旨を社内規程等に明記します。

4. 株主の権利の確保

1) 株主の権利の確保と株主総会における権利の行使

当社は、議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主が株主総会においてその権利を適切に行使できるよう環境整備に取り組みます。

2) 関連当事者間の取引

当社および株主共同の利益を損なうことのないよう、取締役および監査役と会社間の取引については、取締役会の事前の承認を得ます。また、当該取引の有無を調査のうえ、半期ごとに取締役会に報告します。

主要な株主との取引が発生する場合には、取締役と会社間の取引と同様の基準で対応します。なお、主要な株主とは、当社の議決権を10%以上保有する株主とします。

3) 政策保有株式に関する方針

当社は、事業戦略を進めるうえで、中長期的に事業基盤の強化につながると判断される場合、株式を政策的に保有することがあります。

政策保有株式の議決権行使については、発行会社ごとに検討を行い、当該会社の企業価値向上につながるか、当社の企業価値にどのような影響を与えるか等を総合的に勘案して議案への賛否を判断します。

5. ガバナンスの体制

1) 機関設計等

当社のガバナンスは、経営における執行と監視・監督のそれぞれの機能が十分発揮されるシステムとして、監査役会設置会社および執行役員制度を採用し、取締役会による「意思決定・監督」と、代表取締役および執行役員による「業務執行」、そして監査役および会計監査人による「監査」という3区分の組織体制により運営します。

2) 取締役会の役割

① 取締役会の機能

取締役会は、会社法に定める事項その他の重要な業務執行の決定等を通じて意思決定を行うとともに、代表取締役や執行役員による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保します。

② 取締役会からの権限の委任

取締役会は、法令および定款に従い、社長や執行役員に対して業務執行の決定を委ねるとともに、社長や執行役員の職務執行の状況を監督します。

③ 稟議制度と経営会議

業務の意思決定にあたっては、稟議制度等を通じて審査し決裁を行うことを基本とし、審議を必要とする経営上の重要事項については経営会議を開催し、多角的な視点から合理的な経営判断と慎重な意思決定を行います。

経営会議は、社長、副社長および専務執行役員その他関係執行役員等を構成メンバーとし、取締役会長、社外取締役および監査役も出席を可能とします。取締役会決議事項および社長決裁事項について広い観点から審議を行い、取締役会への上程の可否を決定するとともに、社長による決裁を支援する機能を果たします。

④ 社外取締役

社外取締役は、自らの知識、経験、能力、見識等に基づき、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため大局的な観点から意見を述べるとともに、代表取締役や業務執行取締役から独立した立場で、客観的な観点から監督機能を担います。

3) 取締役会の構成

取締役会は、当社事業の各分野に精通した当社出身者に加え、社内出身者とは異なる知識、経験、能力、見識等を有する社外有識者を招聘することにより、多様性を持った構成とします。その規模については、取締役会の機動性を確保し活発な議論を行ううえで適切な人数とします。また、取締役のうち3分の1以上を独立した社外取締役として選任し、より透明性の高い経営をめざします。

4) 独立性の基準

社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」といいます。）の独立性の判断にあたっては、会社法に定める社外要件および株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に従います。ただし、社外役員が当社の取引先に所属している場合等であっても、当社が定めた以下の軽微基準に該当するときには、原則として独立性を有するものと判断します。

取引先	<ul style="list-style-type: none"> 直近事業年度における当社（単体）の当該取引先（単体）への売上高が、当社（単体）の売上高の2%未満であること。 直近事業年度における当該取引先（単体）の当社（単体）への売上高が、当該取引先（単体）の売上高の2%未満であること。 直近事業年度における当社（単体）の取引先からの借入残高が、当社（単体）の総資産の2%未満であること。
コンサルタント、専門家等	<ul style="list-style-type: none"> 直近事業年度において当社（単体）から役員報酬以外に受領する金銭その他の財産が、年間1,000万円未満のコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）。
寄付金等	<ul style="list-style-type: none"> 受領者が取締役または監査役個人の場合： 当社（単体）から收受する金銭その他の財産が、直近事業年度において年間100万円未満であること。 受領者が取締役または監査役が所属する法人等（国立大学法人や学校法人等の場合、受領者が所属する学部や研究科とする）の場合： 当社（単体）から收受する金銭その他の財産が、直近事業年度において年間1,000万円未満であること。

5) 取締役会の運営

① 取締役会の決議

取締役会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 取締役会の開催

取締役会は、定期取締役会を毎月1回開催するほか、必要により臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定をなし得る体制を整えます。

重要な業務執行の決定および職務執行の監督のために必要かつ十分な議論を可能とするため、取締役会の議題および審議時間を適切に設定するとともに、議題表および審議資料は、原則として取締役会の会日の2営業日前に取締役および監査役に提供します。

6) 取締役会の評価

取締役会は、適切な業務執行の決定および監督機能の点から、毎年、外部評価を踏まえて取締役会の実効性を分析・評価し、その結果の概要を公表します。

7) 監査役による監査

① 監査の体制

監査役は、その半数以上をさまざまな専門知識や多角的な視点を持つ社外監査役とします。当社出身の監査役は社内の情報の収集に努めるなど常勤者としての特性を踏まえた監査を実施し、社外監査役は専門分野を生かした監査を実施します。また、監査役は、内部監査部門や会計監査人と連携して、適法、公正かつ透明な経営が行われるよう監査します。

② 監査役による監査

各監査役は、経営の健全性の確保および当社の企業価値の向上を図るため、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所等において業務および財産の状況を調査します。また、他の監査役および会計監査人とは適宜、情報交換等を行います。

8) 取締役および監査役の研修等の方針

新任の取締役、監査役および執行役員に対しては、就任時に役員の法的責任、コンプライアンスおよび法律知識に関する研修を実施します。また、取締役、監査役および執行役員その他を対象として、種々の社内研修を開催し、弁護士などの社外有識者による講演等を通じて時宜に応じた情報の収集がなされるように努めます。そのほか、社外セミナーの紹介等、トレーニング機会に関する情報を提供します。

上記を含め、取締役・監査役および執行役員のトレーニングに要する費用は、当社が全額を負担します。

9) 社外役員への支援体制

社外役員がその役割や責務を実効的に果たすため、以下のとおり必要な支援を実施します。

- ① 取締役会の審議の充実のため、社外役員に対し、取締役会の議題の事前説明を実施します。
- ② 社外役員の事業に対する理解を深めるため、社外役員が当社グループの拠点を視察する機会を設定します。また、大型プロジェクトなど社外役員が関心を持つテーマを取り上げ、説明する機会を設定します。
- ③ 情報の共有を図るとともに外部者による客観的な視点を経営に反映するため、社外役員のみを構成員とする会合および社外役員と経営トップが直接に意見を交換できる会合を開催します。

10) ガバナンス委員会と指名および報酬の方針および決定手続

① ガバナンス委員会

経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスの強化を図るため、ガバナンス委員会を設けます。ガバナンス委員会は、執行役員でない取締役会長および独立社外取締役で構成（取締役会長を置かない場合は独立社外取締役のみで構成）され、取締役、執行役員等の指名や報酬などのコーポレートガバナンス上の重要事項について、社長に対して客観的な立場から助言を行います。

② 指名の方針および決定手続

取締役候補者および執行役員の指名にあたっては、社長が候補者の知識、経験、能力、見識等を総合的に勘案し、ガバナンス委員会において助言を得たうえで、適任者を取締役会に提案し、取締役会において決定する方針とします。監査役候補者についても、社長が同様の基準で候補者を選定し、監査役会の同意を得て、適任者を取締役会に提案し、取締役会において決定する方針とします。取締役候補者および監査役候補者の指名の理由は、株主総会参考書類に記載します。

③ 報酬の方針および決定手続

取締役および監査役の報酬は、株主総会の決議により、取締役、監査役それぞれの報酬総額の最高限度額を決定するとともに、取締役に賞与を支給する場合には、社外取締役を除く取締役に対する賞与総額を決定します。

a. 取締役報酬の具体的な決定手続

取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が、以下のとおり決定します。

取締役の報酬のうち賞与以外については、当社グループの連結業績を勘案して定められる基準報酬額に、部門業績、中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度、安全成績（労働災害の件数）等の役職別評価項目を基準として算出される取締役の個人別の業績を反映させて具体的な報酬額を算出し、ガバナンス委員会において助言を得たうえで決定します。また、賞与については、当社グループの連結業績を勘案して定められる基準賞与額に、上記と同様の役職別評価項目を基準として算出される取締役の個人別の業績を反映させて具体的な金額を算出し、ガバナンス委員会において助言を得たうえで決定します。ただし、社外取締役については、業務執行から独立した立場での監督機能が重視されることから、個人別の業績を反映することは行わず、基準報酬額のみで賞与は支給しません。

b. 監査役報酬の具体的な決定手続

監査役の報酬額は、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により、個別の監査役の報酬額を決定します。

1 1) C S R 委員会

当社グループのC S R活動の推進のため、社長を委員長とするC S R委員会を設けます。C S R委員会には、下部組織としてコンプライアンス、リスクマネジメントおよび品質を担当する3つの分科会とC S R活動における重点6分野に取り組む部会を設置します。

1 2) 内部統制委員会

当社グループにおける内部統制システムの構築とその維持、改善を図るため、社長を委員長とする内部統制委員会を設けます。

1 3) 企業価値向上委員会

事業の継続的成長を実現し、企業価値を向上させることを目的として、社長を委員長とする企業価値向上委員会を設けます。

1 4) コンプライアンス体制の整備

当社グループは、法令、定款、および自らが定めたルールを遵守するだけでなく、社会の一員として求められる道義的社会的な責任を健全な企業活動を通じて果たします。また、当社グループにおけるコンプライアンス違反については、小さな芽も早期に摘むため、認識した違反事例は原則として全件を当社取締役会に報告し、取締役会は、コンプライアンス体制の適切な構築やその運用が有効に行われているか否かの監督を行います。

6. 株主との対話、情報開示

当社は、株主・投資家の皆様のご理解とご支援をいただくことは、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のために不可欠であると考えます。そのため、中長期的な企業価値向上の観点から株主・投資家の皆様との対話に向け、当社へのご理解を深めていただくべく次のとおりI R活動を展開します。

- 1) 株主・投資家の皆様との対話および情報開示は、社長が統括し、広報I R部所管執行役員を担当役員とします。
- 2) 開示内容の決定および資料の作成にあたっては、広報I R部が関係部門と連携を取り、適切な開示を行います。
- 3) 機関投資家および証券アナリストを対象に、社長による決算や経営戦略に関する説明会を開催するほか、当社事業に対する理解を深めるための施策を実施します。また、当社ウェブサイトに個人投資家向けのコーナーを設け、I R情報のわかりやすい開示に努めます。

- 4) 株主・投資家の皆様とのコミュニケーションを通じてもたらされるご意見・ご要望は、定期的に経営陣に報告し、当社の経営に生かします。
- 5) 決算発表の準備期間中に株価に影響を与える情報が漏れることを防ぐため、四半期決算の発表前に一定の「沈黙期間」を設け、決算に関するコメントや質問への回答を控えます。また、稟議書には情報開示に関する事項を記載することとし、情報管理について確認するほか、株主・投資家の皆様との対話にあたっては担当部門がインサイダー情報の開示を行わないことを徹底します。

以上